

平成四年通商産業省令第五十六号

経済産業省企業活動基本調査規則

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項の規定に基づき、通商産業省企業活動基本調査規則を次のように制定する。

（省令の目的）

第一条 統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である経済産業省企業活動基本統計を作成するための調査（以下「企業活動基本調査」という。）の施行に関しては、この省令の定めるところによる。

（調査の目的）

第二条 企業活動基本調査は、企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

（定義）

第三条 この省令において「企業」とは、持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）及び株式会社をいう。

（調査の期日）

第四条 企業活動基本調査は、毎年六月一日（以下「調査日」という。）現在によつて行う。

（調査の範囲）

第五条 企業活動基本調査は、法第九条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類C―鉱業、採石業、砂利採取業、大分類E―製造業、大分類F―電気・ガス・熱供給・水道業（中分類三五―熱供給業及び中分類三六―水道業を除く。）、大分類G―情報通信業のうち別表第一に掲げる業種、大分類I―卸売業、小売業、大分類J―金融業、保険業のうち小分類六四三―クレジットカード業、割賦金融業、大分類K―不動産業、物品賃貸業のうち中分類七〇―物品賃貸業（小分類七〇四―自動車賃貸業、細分類七〇九二―音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く））及び細分類七〇九九―他に分類されない物品賃貸業はレンタルを除く。）、大分類L―学術研究、専門・技術サービス業のうち別表第二に掲げる業種、大分類M―宿泊業、飲食サービス業のうち中分類七六―飲食店（細分類七六二―料亭、小分類七六五―酒場、ビヤホール及び小分類七六六―バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）及び中分類七七―持ち帰り・配達飲食サービス業、大分類N―生活関連サービス業、娯楽業のうち別表第三に掲げる業種、大分類O―教育、学習支援業のうち別表第四に掲げる業種及び大分類R―サービス業（他に分類されないもの）のうち別表第五に掲げる業種に属する事業所を有する企業のうち、従業員五十人以上かつ資本金額又は出資金額三千万円以上のもの（以下「調査企業」という。）によつて行う。

（調査事項）

第六条 企業活動基本調査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- 一 企業の名称、所在地及び法人番号
- 二 資本金額又は出資金額
- 三 企業の設立形態及び設立時期
- 四 直近一年間の組織再編行為の状況
- 五 企業の決算月
- 六 事業組織及び従業者数
- 七 親会社、子会社・関連会社の状況
- 八 資産・負債及び純資産並びに投資事業内容
- 九 取引状況
- 十 事業の外部委託の状況
- 十一 研究開発及び人材の能力開発
- 十二 技術の所有及び取引状況
- 十三 企業経営の方向
- 十四 調査票の様式

（調査票の様式）

第七条 企業活動基本調査は、経済産業大臣が定める様式による企業活動基本調査票（以下「調査票」という。）によつて行う。

（報告義務）

第八条 調査企業を代表する者（以下「報告義務者」という。）は、第六条各号に掲げる事項について報告しなければならない。

（調査の方法及び期間）

第九条 企業活動基本調査は、経済産業大臣が調査票をその報告義務者に配布し、回収することにより行う。

- 2 報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、経済産業大臣にその旨を申し出て、調査票の配布を受けなければならない。
- 3 第一項の規定による調査は、調査日の属する年の五月十五日から六月三十日までの間において行う。

(期間の変更)

第十条 経済産業大臣は、前条の規定により行う調査に関し天災その他避けることのできない事故のため同条第三項に規定する期間（以下この条において「調査の期間」という。）により難いときは、対象となる地域を指定して、調査の期間を変更することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により調査の期間を変更したときは、直ちに、対象となる地域及び変更後の調査の期間を告示するものとする。
(調査票の提出)

第十一条 報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名した上、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条に規定する電子情報処理組織を使用して報告義務者が調査票を提出する場合は、同規則第四条第三項の規定は、適用しない。

(集計及び公表)

第十二条 経済産業大臣は、調査票を審査した上、集計し、その結果を速やかに公表する。

(調査票の保存期間)

第十三条 経済産業大臣は、調査票を二年間保存する。

2 経済産業大臣は、調査票を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を永年保存する。

附 則

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 調査企業のうち科学技術研究調査規則（昭和五十六年総理府令第三十三号）第四条に規定する調査組織体に該当するものであつて、資本金十億円以上のものに係る企業活動基本調査は、第六条第十二号に掲げる調査事項にあつては、第七条第一項及び第九条第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣が、科学技術研究調査規則第八条第三項の規定により総務大臣に提出された科学技術研究調査の調査票（次項において「科学技術研究調査票」という。）から科学技術研究調査規則第六条第一項第四号イ、ロ及びハに掲げる事項に係る内容を電磁的記録に記録することによつて行う。

2 前項に規定する調査企業を代表する者が、科学技術研究調査規則第八条第三項の規定により科学技術研究調査票を提出したときは、当該者については、第六条第十二号に掲げる事項に係る第八条第一項の規定は適用しない。

3 第一項の規定により作成された電磁的記録については、これを第十条第一項の規定により経済産業大臣に提出された調査票の内容とみなす。

第三条 調査企業のうち法人企業統計調査規則（昭和四十五年大蔵省令第四十八号）第五条に規定する調査対象法人に該当するものであつて、資本金五億円以上のものに係る企業活動基本調査は、第六条第八号及び第九号に掲げる調査事項にあつては、第七条第一項及び第九条第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣が、法人企業統計調査規則第八条第二項の規定により財務大臣に提出された年次別法人企業統計調査の調査票（次項において「年次別法人企業統計調査票」という。）から法人企業統計調査規則第六条第一項第三号から第七号までに掲げる事項に係る内容を電磁的記録に記録することによつて行う。

2 前項に規定する調査企業を代表する者が、法人企業統計調査規則第八条第一項の規定により年次別法人企業統計調査票を提出したときは、当該者については、第六条第八号及び第九号に掲げる事項に係る第八条の規定は適用しない。

3 第一項の規定により作成された電磁的記録については、これを第十条第一項の規定により経済産業大臣に提出された調査票の内容とみなす。

附 則（平成七年三月三〇日通商産業省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年五月七日通商産業省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年四月二八日通商産業省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

第二条 調査企業のうち科学技術研究調査規則（昭和五十六年総理府令第三十三号）第四条に規定する調査組織体に該当するものであつて、資本金十億円以上のものに係る平成十年の企業活動基本調査は、改正後の通商産業省企業活動基本調査規則（以下「新規則」という。）第六条第六号に掲げる調査事項にあつては、新規則第七条第一項及び第九条第一項の規定にかかわらず、通商産業大臣が、科学技術研究調査規則第八条第三項の規定により総務庁長官に提出された平成十年の科学技術研究調査票から科学技術研究調査規則第六条第四号イに掲げる事項に係る内容を磁気テープに記録することによつて行う。

2 前項に規定する企業を代表する者が、科学技術研究調査規則第八条第三項の規定により科学技術研究調査票を提出したときは、新規則第六条第六号に掲げる事項に係る新規則第八条第一項の義務を免れる。

3 第一項の規定により作成された磁気テープについては、これを新規則第十条第二項の規定により通商産業大臣に提出された調査票の内容とみなして新規則第十二条及び第十四条第二項の規定を適用する。

附 則（平成一二年三月三一日通商産業省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月三一日通商産業省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十二年一月三十一日通商産業省令第二七八号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月三〇日経済産業省令第一一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年一月二五日経済産業省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年五月二二日経済産業省令第八二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十五年四月一八日経済産業省令第六一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年五月一七日経済産業省令第六六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年四月一五日経済産業省令第五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年四月二八日経済産業省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年三月二二日経済産業省令第一一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月一九日経済産業省令第一三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三一年三月一八日経済産業省令第一五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年二月二三日経済産業省令第四九号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一

部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和二年七月七日経済産業省令第六四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月三〇日経済産業省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年四月二二日経済産業省令第二三三号)

この省令は、平成三十年四月十二日から施行する。

附 則 (令和元年二月二三日経済産業省令第四九号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一

部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和二年七月七日経済産業省令第六四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年四月一日経済産業省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

第二条 調査企業のうち経済構造実態調査規則(平成三十一年総務省・経済産業省令第一号)第六条に規定する調査の対象に該当するものであって、企業活動基本調査は、第六条第二号のうち資本

金額にあつては、第七条第一項及び第九条第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣が、経済構造実態調査規則第八条の規定により総務大臣及び経済産業大臣に提出された経済構造実態調査の調

査票(次項において「経済構造実態調査票」という。)から経済構造実態調査規則第七条第一項第一号ハ及び同項第二号ハに掲げる事項に係る内容を電磁的記録に記録することによって行う。

2 前項に規定する調査企業を代表する者が、経済構造実態調査規則第八条の規定により経済構造実態調査票を提出したときは、当該者については、第六条第二号のうち資本金額に掲げる事項に係

る第八条第一項の規定は適用しない。

3 第一項の規定により作成された電磁的記録については、これを第十一条第一項の規定により経済産業大臣に提出された調査票の内容とみなす。

第三条 調査企業のうち科学技術研究調査規則（昭和五十六年総理府令第三十三号）第四条に規定する調査組織体に該当するものであって、企業活動基本調査は、第六条第十二号に掲げる調査事項にあつては、第七条第一項及び第九条第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣が、科学技術研究調査規則第八号第三項の規定により総務大臣に提出された科学技術研究調査の調査票（次項において「科学技術研究調査票」という。）から科学技術研究調査規則第六号第一項第四号イ、ロ及びハに掲げる事項に係る内容を電磁的記録に記録することによつて行う。

2 前項に規定する調査企業を代表する者が、科学技術研究調査規則第八号第三項の規定により科学技術研究調査票を提出したときは、当該者については、第六条第十二号に掲げる事項に係る第八条第一項の規定は適用しない。

3 第一項の規定により作成された電磁的記録については、これを第十一条第一項の規定により経済産業大臣に提出された調査票の内容とみなす。

第四条 調査企業のうち法人企業統計調査規則（昭和四十五年大蔵省令第四十八号）第五条に規定する調査対象法人に該当するものであって、資本金五億円以上のものに係る企業活動基本調査は、第六条第八号及び第九号に掲げる調査事項にあつては、第七条第一項及び第九条第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣が、法人企業統計調査規則第八号第二項の規定により財務大臣に提出された年次別法人企業統計調査の調査票（次項において「年次別法人企業統計調査票」という。）から法人企業統計調査規則第六号第一項第三号から第七号までに掲げる事項に係る内容を電磁的記録に記録することによつて行う。

2 前項に規定する調査企業を代表する者が、法人企業統計調査規則第八号第一項の規定により年次別法人企業統計調査票を提出したときは、当該者については、第六条第八号及び第九号に掲げる事項に係る第八条の規定は適用しない。

3 第一項の規定により作成された電磁的記録については、これを第十一条第一項の規定により経済産業大臣に提出された調査票の内容とみなす。

附 則（令和六年三月二十九日経済産業省令第一七号）
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第五条関係）

番号業種	業種の範囲
一	情報サービス業
二	インターネット附属サービス業
三	映像・音声・文字情報制作業

別表第二（第五条関係）

番号業種	業種の範囲
一	学術・開発研究機関
二	デザイン業
三	広告業
四	技術サービス業（他に分類されないもの）

別表第三（第五条関係）

番号業種	業種の範囲
一	洗濯・理容・美容・浴場業
二	その他の生活関連サービス業
三	娯楽業

別表第四（第五条関係）

番号業種	業種の範囲
一	その他の教育、学習支援業

別表第五（第五条関係）

番号業種	業種の範囲
一	廃棄物処理業
二	機械等修理業（別掲を除く）
三	職業紹介・労働者派遣業

四	その他の事業サービス業
一	日本標準産業分類に掲げる中分類九二一―その他の事業サービス業（小分類九二二―建物等維持管理業、小分類九二三―警備業及び細分類九二九五―ベストコントロール業を除く。）